

# 市政を問う!!

質問者

- 五味東條
- 今井英雄
- 中原巳年男
- 永井泰仁
- 太田茂実
- 山口恵子
- 石井新吾
- 鈴木明子
- 柴田博
- 金子勝寿
- 青柳充茂

※本文は質問者自身の原稿によるものです

## 一般質問の要旨

### 18年度 決算の 問題点は



◆平成18年度決算について

**問** 決算の総括及び財政と実施計画の関係は。(永井)

**答** 人件費と児童手当や生活保護の扶助費が増加し、経常収支比率が高まり、財政硬直化の要因と考える。実施計画は、前期計画の検証と行政評価の課題に基づき、財政フレームを反映したものとします。

◆財政目標の達成可能性は

**問** 平成21年度の経常収支比率の目標を達成できる見込みはあるのか。(金子)

**答** 厳しい部分もあるが、今後ポイントでも達成に向けて努力したい。

◆市の所有不動産に税の滞納

**問** 現在市が所有している土地は市民交流センター用地などがあるが、その中に固定資産税の滞納があり、18年度決算で不納欠損処分したという事実はあったか。(青柳)

**答** ありません。

**問** 税の滞納がある物件を第三者ではなく市が購入する場

合に、滞納状態を未精算のまま購入した後で不納欠損処分するということでは、正直な納税者・市民の納得は得られないのではないかと。公平で公正な税の徴収のためには、不納欠損処分事務を見直し取扱規程を整備されたい。(青柳)

**答** 検討してまいりたい。

◆市税徴収の自治体連携は

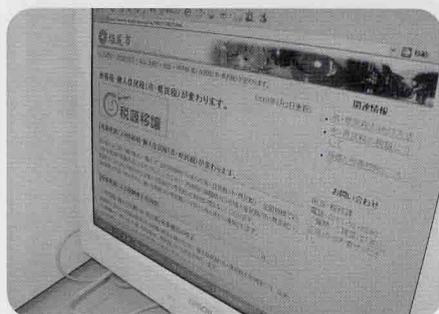
**問** 近隣市町村と連携して滞納整理機構を設置しないのか。(金子)

**答** 県や各市との連携を含め、研究・検討中。

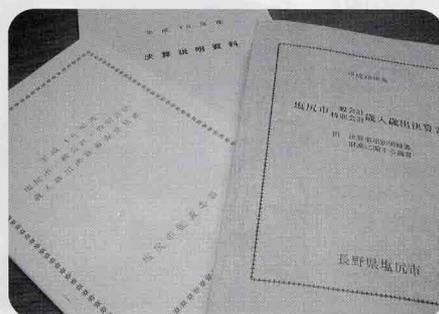
◆住民税の軽減について

**問** 地方税法改正による経過措置で、昨年より今年の収入が激減した人の住民税を軽減する措置があるがどのような制度か。また、市内の対象者はどの位か。(柴田)

**答** この制度は19年度所得が所得税非課税になるくらいまで減ったため、税源移譲による所得税の調整が困難になった人を対象に、住民税を改正前の税率で計算した額まで減額する制度である。対象者は、19年度所得が確定しないと決まらないためまだわからない。



国から地方へ税源移譲され大部分の人が住民税の負担がふえる



決算審査で出された意見をふまえてより厳しい目で財政運営を



今後も公平、公正な税の徴収を